「処遇改善補助金」及び「処遇改善加算」に係る手続き及びスケジュール

処遇改善補助金

＜手続き＞

① 処遇改善補助金（R6.2～5月分）計画書の提出（補助金の申請）
② 過誤調整分対応期間（R6.6～R7.3月サービス分）
③ 処遇改善補助金（R6.2～5月分）実績報告書の提出

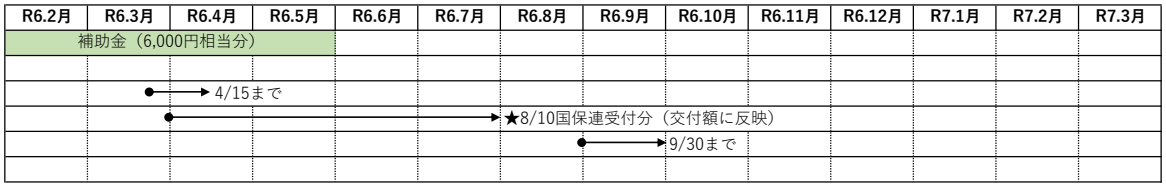

処遇改善加算

＜手続き＞

① 処遇改善加算（R6.4～R7.3月分）計画書の提出
② **R6.4～5月分（旧３加算）**に係る体制等状況一覧の提出
③ **R6.6月以降分（新加算）**に係る体制等状況一覧の提出
④ **R6.6月に算定する加算**に係る計画書の**変更**計画書の提出
⑤ ④に係る体制等状況一覧の提出　※区分変更の場合のみ
⑥ 過誤調整分対応期間（R6.6～R7.3月サービス分）
⑦ R6年度処遇改善加算実績報告の提出

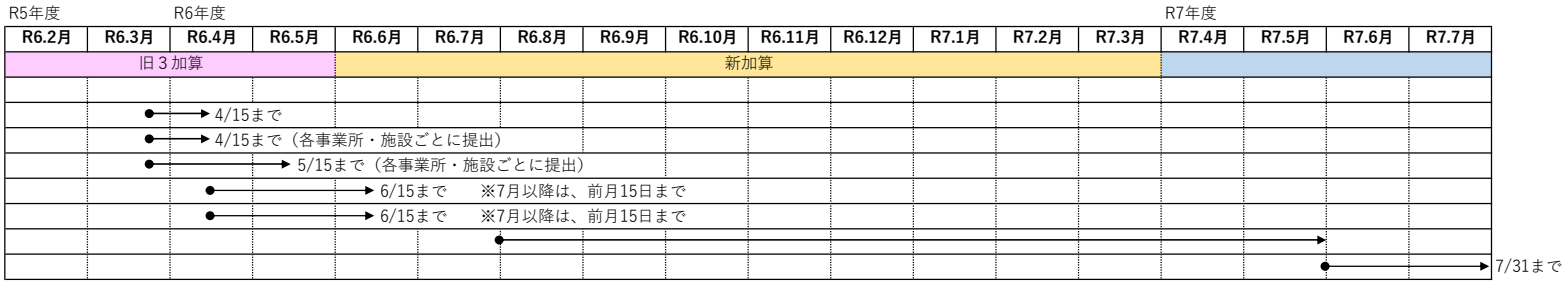

★変更届

新加算を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更があった場合には、「変更に係る届出書」に以下の書類を添付し提出してください。

変更内容		添付書類	提出期限
① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合		別紙様式２－１	算定を開始する月の前月１５日まで ※６月分のみ変更 ６月１５日まで ※⑥のみ変更 実績報告提出時
② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合			
	・ 旧処遇改善加算	別紙様式２－１	
	・ 旧特定加算	別紙様式２－１の２（１）、３（６）、別紙様式２－２	
	・ 旧ベースアップ等加算	別紙様式２－１の２（１）、３（３）、別紙様式２－２	
	・新加算	別紙様式２－１の２（１）、３（２）、３（６）、別紙様式２－３、２－４	
③ キャリアパス要件Ⅰ からⅢまでに関する適合状況に変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合		別紙様式２－１の２（１）、３（４）～（７）、別紙様式２－２、２－３、２－４	
④ キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合。 また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、３か月以上継続した場合		別紙様式２－１の３（７） 別紙様式２－２、２－３、２－４	
⑤ また、算定する新加算等の区分の変更を行う場合及び新加算等を新規に算定する場合には、変更届出書及び以下の様式を記載すること。			
	・ 旧３加算	別紙様式２－１、２－２	
	・ 新加算	別紙様式２－１、２－３、２－４	
⑥ 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合			

★留意事項

①特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には、「特別な事情に係る届出書」の提出が必要です。

届出を行わなかった場合については、補助金の返還や加算の返還、加算の取消しを行います。

②届出内容を証明する書類

新加算の計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、知事等から求めがあった場合には、速やかに提示できるよう、適切に保管していください。

＜書類等＞

・就業規則、退職手当・臨時の賃金等に関する規定等
・労働保険に加入していることが確認できる書類

③補助金・加算の返還等

以下の（１）又は（２）に該当する場合は、補助金等の返還又は取消し等となります。

（１）賃金改善が行われていない、特別事情届出書の提出が行われていない、加算の算定要件を満たしていない場合等。
（２）虚偽又は不正の手段により補助等を受けた場合。

★処遇改善に係る相談窓口

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050－3733－0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））